

2019年6月24日

第1666号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

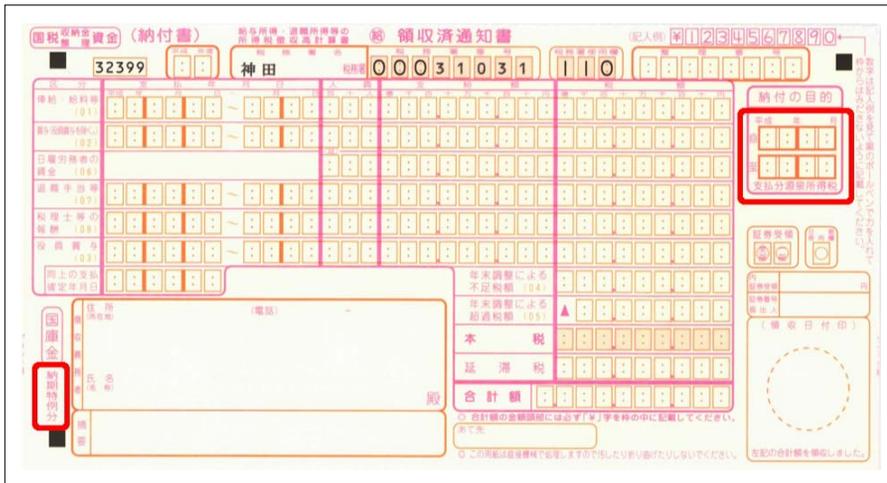
TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



源泉所得税の中間納付の納期限は7月10日(水)です 税務署からお知らせは来ません。納付忘れに気をつけよう!



源泉所得税の納付書(見本)

税務署からお知らせは来ません。納付し忘れに注意しましょう!

従業員を雇っている事業所で、源泉所得税の納期の特例の承認を受けている事業所は、1月～6月分の支給人員・支給額と従業員から預かった所得税を7月10日(水)までに納付することになっています。納付税額のない方でも、「0」と書いて提出する必要があります。

中間納付は、税務署からお知らせはありませんので、忘れずに納付するようにしましょう。

納付書も送られてきません。納付書がない方は速やかに税務署に連絡を!

また、納付書も送られてきませんので、昨年の年末調整時に送られてきた納付書の残りを使用することになります。紛失、書き損じ等で使用できる納付書がないという方は、すみやかに税務署

納期の特例の承認を受けている場合の納期限

1月～6月分…7月10日まで

7月～12月分…翌年1月20日まで

所得税の予定納税通知が届いています

払うのが困難な時は減額申請を活用しよう!

所得税の予定納税通知が届いています。予定納税とは、昨年度の所得税および復興特別所得額の合計額(納税基準額)が15万円を超えた場合に、昨年度の所得税額の3分の1ずつを2回に分けて、今年度の所得税の一部としてあらかじめ納入する制度です。1期分の納期限は7月31日、2期分は11月30日となっています。

減額申請は7月15日までです

6月末の状況で、その年の所得税の見積額が基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば予定納税額は減額されます。(2期分は11月15日まで)

減額申請をせずに納期限を過ぎた場合、延滞税が課せられますので、申請は早めをお願いします。詳しくは事務所までお尋ねください。

まで電話をして納付書を送付してもらおうようにしてください。住所・氏名(事業所名)の印字された納付書しか使用できません。

納付書の書き方のわからない方はお気軽にお尋ねください

中間納付の講習会は行っていないませんが、書き方のわからない方はお気軽に民商にお尋ねください。とくに、年末調整による超過税額が出た方は注意が必要です。

例年、税務署からお知らせがないので中間納付を忘れてしまい、税務署から督促ハガキが来てからはじめて中間納付を忘れたことに気づく人も多くいます。

納期限を1日でも過ぎてしまうと、不納付加算税が発生してしまいます。納期限に遅れないように今から準備しましょう。

美味しいそうめんが今年も入荷しました!
値段は今年もすえおき!

小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀